

【公印・契印省略】

総統勢第 160 号

令和 7 年 6 月 25 日

厚生労働大臣 殿

総 務 大 臣

令和 7 年国勢調査への協力について（依頼）

本年は、5 年に 1 度の国勢調査の実施年であり、総務省では、同調査を 9 月から 10 月までの期間で実施します。

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）及び国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）に基づき、10 月 1 日午前零時現在、日本に常住する全ての人及び世帯を対象とするものであり、原則としてその住居において調査することとしています。

つきましては、統計法第 29 条第 2 項の規定に基づき、下記について、特段の御配慮を賜りますよう、協力を要請します。

また、国勢調査は地方公共団体を通じて行うため、都道府県及び市町村からその区域内に所在する貴管下関係機関（独立行政法人及び関係団体等を含む。以下同じ。）への協力依頼等があった場合は、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 以下に該当する者の円滑な調査について、関係職員の協力が得られますよう、貴管下関係機関における周知をお願いします。

なお、調査の方法等については、市町村から各施設等に連絡することとしております。

- (1) 病院、診療所等の医療施設において調査対象となる者

ア 3 か月以上入院している者

イ 入院している者で他に住居を有しない者

(2) 保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他の社会福祉施設において調査対象となる者

ア 入所してから3か月以上住んでいる者又は住む予定の者

イ 入所している者で他に住居を有しない者

(3) 旅館・ホテルの宿泊者のうち、旅館・ホテルにおいて調査対象となる者

ア 3か月以上滞在している者又は滞在する予定の者

イ 自宅を離れている期間が3か月以上になる者又はなる予定の者

ウ 仕事の関係などで住居の一定しない者又は他に住居を有しない者

2 近年急速に増加している外国人の調査が円滑に実施されるよう、貴管下関係機関におけるポスターの掲示等による調査の実施の周知をお願いします。

以上